

【重要事項説明書／個人情報保護方針】

「重要事項説明」

あなた又はご家族が利用しようと考えている指定居宅療養管理指導あるいは介護予防居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問してください。

この「重要事項説明書」は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）」第8条及び第91条の規定に基づき、指定居宅療養管理サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1、事業者（法人）の概要

事業者	社会福祉法人 絆明会
代表者	理事長 山崎隆夫
所在地	茨城県取手市小文間字耕地 5720 番 1
連絡先	0297-77-1317

2、事業所の概要

事業所	取手あかほクリニック
事業所番号	1711639
所在地	茨取手市小文間字耕地 5720 番 1
連絡先	0297-79—5905
指定サービス	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
サービス提供エリア	訪問診療と同様

3、事業の目的及び運営の方針

事業の目的	通院困難な要介護者（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援者）にある者（以下、要介護者）の自宅又は施設を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とします。
運営の方針	要介護者要介護者等が有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、心身状況や環境などを把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより生活の質の向上を図ります。

4、従業者の勤務体制

職種	人数	通常の勤務体制
医師	1 名	

5、サービス提供日及び時間

診療日	
月～木曜日	9：00～10：00 外来 10:00～12:00 13:00～16:30
金・土・日・祝祭日	休診
年次休暇	

6、提供サービスの内容と費用

(1)提供サービスの内容

居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導の種類	内容
医師が行う居宅療養管理指導	通院が困難な利用者に対して、医師が利用者の居宅を訪問して行う計画書かつ継続的な医学管理に基づき、居宅介護支援事業所その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者もしくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を

行います。

(2)サービス提供費用

ア 利用料

介護報酬制度に基づき、居宅療養介護指導費・介護予防居宅療養管理指導費の利用者負担額を請求します。

イ 交通費

居宅療養管理指導の提供に要する交通費はいただいております。

ウ キャンセル料

原則キャンセル料はいただいております。キャンセルする場合は速やかにご連絡ください。

(3)お支払いについて

訪問診療契約書に記載の通り、医療保険における一部負担金と併せて介護保険における一部負担金として請求いたします。指定方法にてお支払いをお願いします。

7、苦情相談窓口

当クリニック	0297-79-5905
取手市	高齢福祉課 0297-74-2141
茨城県国民健康保険 団体連合会	苦情相談窓口 029-301-1565

「個人情報保護方針」

当クリニックで取得した個人情報を含む記録は、診療、看護、介護等に利用させていただく以外には使用しません。

(1) 院内利用

- ・ 訪問診療
- ・ 医療事務
- ・ 患者様に関係する管理運営業務
- ・ 医療サービス業務の維持・改善のための基礎資料

(2) 教育、学会、監査等での利用（可能な限り匿名化）

- ・ 医学的教育と症例研究
- ・ 外部監査機関への情報提供

(3) 他の事業者等への情報共有

- ・ 他医療機関、薬局、訪問看護、介護事業者等との医療・介護サービス上の情報共有
- ・ 医療サービス等についての照会への回答
- ・ 外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 検体検査業務の委託、その他の業務委託
- ・ 患者様の家族への病状説明
- ・ 医療事務（保険事務の委託、レセプト提出）
- ・ 審査支払期間又は保険者からの照会への回答
- ・ 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関への提出等
- ・ 関係法令に基づいて事業者からの委託を受けて健康診断を行った場合における、事業者等への結果通知
- ・ 医師賠償責任保険等に係る医療に関する専門団体、保険会社等への相談又は届出等上記利用目的で疑問がある場合にはお申し出ください。

2、上記利用目的以外に患者様の個人情報を利用する場合は、書面により患者様の同意をいただきます。

3、患者様の個人情報については、次の権利があります。

- ・ 患者様は、所定の手続きをされた上で、事故の個人情報の開示を請求することが出来ます。
- ・ 患者様は、開示を受けた自己の個人情報の内容について、所定の手続きをされたうえで、訂正を請求することが出来ます。
- ・ 患者様は、自己の個人情報が不適切な取扱いをされていると思われる場合は、所定の手続きをされた上で、自己の個人情報の利用停止・消去・提供の停止を請求することが出来ます。
- ・ 患者様は、上記権利の決定等に関して不服がある場合は当クリニックに対して異議申し立てをすることができます。